

令和7年度 奈良県未利用食品活用促進事業補助金 募集要項

1. 事業の目的

食品関連事業者、家庭等から発生する食品ロス削減を促進するため、フードバンク活動を行う団体に対し、フードバンク活動の体制づくり並びに食品の受入及び譲渡体制の強化を目的として、フードバンク活動の推進に向けた事業に要する経費を補助する。

2. 内容

(1) 補助金対象事業者

次に掲げる要件を全て満たすもの

- ① 県内でフードバンク活動を行っている者であること。
- ② 主たる事務所を県内に有していること。
- ③ 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、消費生活協同組合、農業協同組合、社会福祉法人又はフードバンク活動を主たる活動とする任意団体のいずれかであること。

※「フードバンク活動を主たる活動とする任意団体」とは、次に掲げる要件をすべて満たすもの

- ・主たる事務所の定めがあること。
- ・代表者の定めがあること。
- ・団体の活動がフードバンク活動を主とすることが分かる組織規約等があること。
- ・年度ごとに事業計画書及び収支報告書を作成していること。
- ・特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。

(2) 補助対象事業

1 フードバンク活動の体制づくり

食品寄附等に関する官民協議会において取りまとめられた「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」(令和6年12月25日公表。以下「ガイドライン」という。)に則った活動体制に必要な物品の購入やボランティアの募集を行う。

2 食品の受入及び譲渡体制の強化

フードバンク活動における食品の受入及び譲渡を拡充する。

※各事業における事業区分、補助対象経費、補助率、補助上限、実施要件等の詳細については、下記別表のとおり。

(3) 1団体あたりの補助上限額

500,000円

(4) 実績報告書の提出期限

令和8年3月6日(金) 17時まで

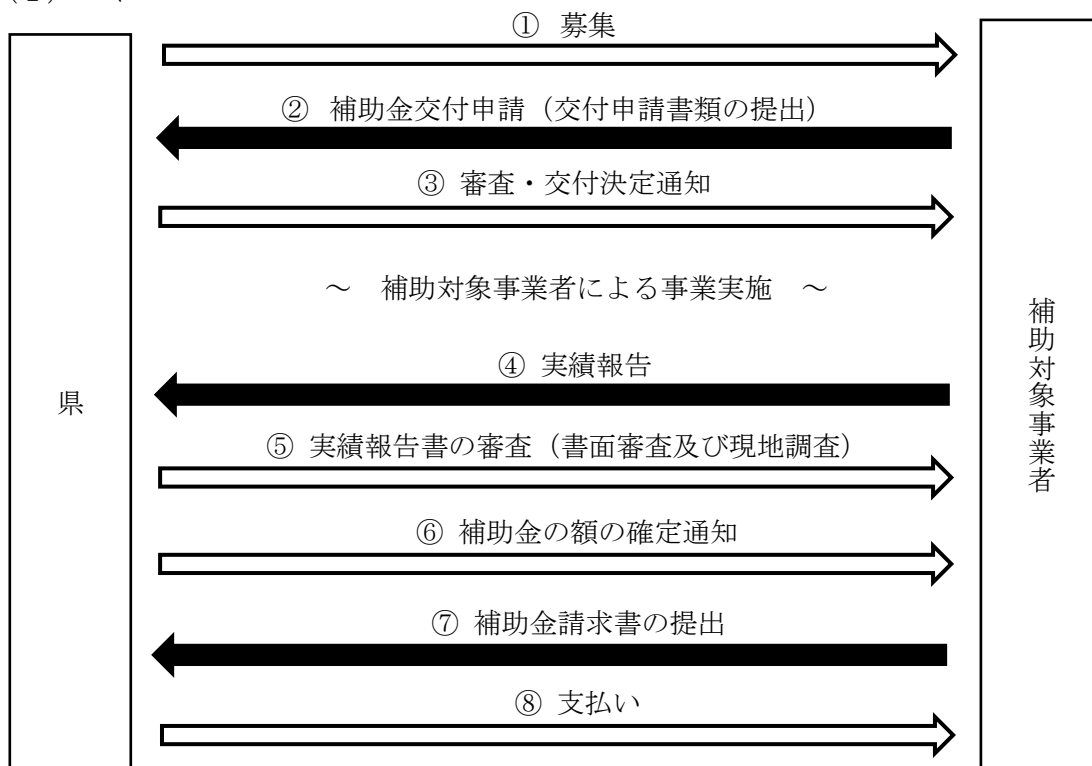
【別表】

補助対象事業						
事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限額	補助額の算定方法	実施要件	
1. フードバンク活動の体制づくり						
(1)ガイドラインに基づく備品整備	①食品の保管・荷さばきに必要な備品購入費、備品の設置に必要な経費(配送にかかる経費を含む)	1/2以内	200千円	補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助上限額を比較して低い方の額	<ul style="list-style-type: none"> ・募集年度の4月1日時点において活動開始3年以内の団体又は募集年度の4月1日時点において活動開始4年以降の団体のうち、新規活動拠点を設ける団体であること。 ・(1)手引きに基づく備品整備のみの実施は不可とする。 ・事業実施期間中に食品を受け入れ、かつ、こども食堂等へ食品を譲渡することを必須とする。 	
(2)ガイドラインに基づく衛生管理	①食品の衛生管理に必要な消耗品費	10/10以内	なし	補助対象経費に補助率を乗じて得た額		
(3)ボランティア募集	①ボランティア募集チラシの制作・配布にかかる経費(旅費、印刷製本費、通信運搬費) ②ボランティア説明会の実施にかかる経費(旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場・設備使用料)					
2. 食品の受入及び譲渡体制の強化						
(1)食品提供団体及び食品譲渡先の拡大	①食品提供団体(企業、自治体等をいう。以下同じ。)への協力依頼にかかる経費(旅費、印刷製本費) ②食品提供団体や食品譲渡先との打合せの実施にかかる経費(旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場・設備使用料)	10/10以内	なし	補助対象経費に補助率を乗じて得た額	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施期間中に食品を受け入れ、かつ、こども食堂等へ食品を譲渡することを必須とする。 	
(2)食品仕分け体制の確保	①食品の仕分けにかかる人件費(ボランティア謝金) ②食品の品質管理に必要な消耗品費 ③食品の保管・荷さばきに必要な備品の賃借料					
(3)食品の受入及び譲渡の拡大	①フードドライブ等、食品の受入にかかる経費(ボランティア謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場・設備使用料、食品運搬車両の賃借料及びその燃料費) ②フードパントリー等、食品の譲渡にかかる経費(ボランティア謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料、食品運搬車両の賃借料及びその燃料費) ③食品の受入及び譲渡にかかる配送委託料					

(注意) 交付決定日より前に執行した経費については全て補助対象外です。

3. 事業の流れ

(1) スキーム



(2) スケジュール

項目	実施者	時期	内容
補助金交付申請	事業者	令和7年3月26日17時まで	県へ交付申請書類を提出。
申請書類の審査	県	随時	交付申請書類を審査。
補助金交付決定	県	令和7年4月	事業者へ交付決定通知を送付。
補助事業の着手	事業者	交付決定日以降	交付決定日以降に事業を開始。
実績報告	事業者	事業完了後速やかに (事業の完了の日から起算して 15日を経過した日又は令和8 年3月6日17時まで)	県へ実績報告書類を提出。
実績報告書の審査	県	書面：提出後速やかに 現地調査：日程調整の上 (令和8年3月25日まで)	書面および現地調査にて、補助 事業の実績を審査。
補助金の額の確定	県	現地調査から半月程度	補助金の額の確定を行い、事業 者へ通知。
補助金の請求	事業者	通知後速やかに	県へ補助金請求書を提出。
支払い	県	現地調査から1か月程度	事業者へ補助金を清算払い。

4. 交付申請

(1) 提出書類

奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱に定める様式のうち、

- ・奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ・事業計画書（第2号様式）
- ・収支予算書（第3号様式）
- ・誓約書（第4号様式）（補助金の交付を受けようとする者がフードバンク活動を主たる活動とする任意団体である場合のみ）
- ・各様式に必要な添付書類

(2) 提出方法（メール）

奈良県 食農部 豊かな食と農の振興課 企画係

housyokunou@office.pref.nara.lg.jp

(3) 提出期限

令和7年3月26日（水）17時まで

（注意）上記期限までに提出された書類をもって審査となる。実施する事業計画の内容や、かかる経費についての確認が必要な場合は、期限より前に相談すること。

(4) その他

申請書類の記入例及びQ&Aを参考にすること。

5. 交付決定

県は交付申請書類を審査の上、交付決定通知を送付する。事業者は、交付決定日以降に事業を開始すること。

6. 事業実施にあたっての留意事項

(1) 奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の内容について、遵守すること。

(2) 事業計画に沿った事業実施を行うこと。事業を実施する中で実施する内容が計画の範囲内か疑問が生じた場合は、随時県へ相談すること。

(3) 事業計画の内容に変更が生じた場合は、交付要綱に従って、速やかに計画の変更承認申請を行うこと。なお、下記の事項に限っては、軽微な変更として、計画の変更承認申請の必要はない。

① 事業計画書（第2号様式）における事業の目的及び事業の内容以外の変更

② 収支予算書（第3号様式）の事業区分における補助対象経費の合計の30%未満の減少

- (4) 事業終了後は、事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は令和8年3月6日（金）17時までに、速やかに交付要綱に従って実績報告を行うこと。なお、実績報告にあたっては、各経費の内容が確認できる書類（領収書、請求書、会議報告書の写し等）及び事業の成果がわかる資料（作成したチラシや資料等）の添付が必要であるため、保管に留意すること。
- (5) 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (6) 本事業の実施については、令和7年度予算の成立を前提としており、予算成立状況により、事業を実施しない場合があります。なお、この場合においても、本事業の申請に要した費用を請求することはできません。

9. 問い合わせ先

奈良県 食農部 豊かな食と農の振興課 企画係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL：0742-27-5424

メールアドレス：housyokunou@office.pref.nara.lg.jp

（月）～（金） 9時00分～17時00分